

## 九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年8月16日)

開催日及び場所		令和5年6月16日(金曜日) 熊本地方合同庁舎 A棟10階 農政第7会議室		
委員		福西 武夫(弁護士) 砥塚 絵理子(税理士) 小野 由起子(ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和4年10月1日～令和5年3月31日		
審議対象案件		408件 うち、1者応札案件17件 契約の相手方が公益法人等の案件0件		
抽出案件		8件 うち、1者応札案件5件 (抽出率1.9%) (抽出率29.4%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	3件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件
			工事希望型競争	0件
			その他の指名競争	0件
		随意契約	0件	
	業務	一般競争	2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争	0件
			簡易公募型競争	0件
			その他の指名競争	0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件
簡易公募型プロポーザル			1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
標準型プロポーザル			0件	
その他の随意契約			0件	
物品・役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件		
	指名競争	0件		
	随意契約(企画競争・公募)	0件		
	随意契約(その他)	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件		
(特記事項)				

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>1. 令和4年度第3・第4四半期入札方式別発注状況について</p> <p>意見・質問なし</p>	
	<p>2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について</p> <p>(1) 抽出工事</p> <p>①令和3年度筑後川下流福岡国営施設機能保全事業除塵設備改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1者応札調査について、施工したメーカーからの技術協力や特殊資材部分の調達があるが、そもそも全体の施設を同じ会社が設置したのか。</li> <li>・ 設置した会社ではないのか。</li> <li>・ 特殊な工事であると、今後、一般競争入札の形で複数の会社が応札する状況は想定できるか。</li> <li>・ そうなると別な場所でも同じような入札の状況で専門性が高いので同じ業者が落札しているのか。</li> <li>・ 他にも同じような技術を持った業者が少なくとも8者はいることで了解した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回受注した者とは別の会社が設置している。 この会社に対して受注した業者が技術協力を求めた。</li> <li>・ 然り。</li> <li>・ 全国的に労働者の数が少なく経験者が不足している。 今回、機材の調達で電子機器を使用する部分があり半導体不足の影響で敬遠された。 機材の流通が正常になれば1者応札は解消できると考えている。</li> <li>・ 応札した業者は1者だか、公告後に8者、公告のホームページにアクセスしている。今後より多くの業者が参加することを期待している。</li> </ul>
	<p>②令和4年度駅館川農地整備事業尾立2工区区画整理付帯工（その3）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開札後に技術者の資格を確認することはルールで決まっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業実績重視型を採用しているため技術者評価は求めない。 ただし、工事の施工にあたり資格が必要になってくるので配置予定技術者を開札後に用意してもらうことになる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開札後に技術者資格を満たさない場合、別の技術者を用意すればいいのか。</li> <li>・開札前に確認しない理由は何か。</li> <li>・今回、応札した3者とも近い入札額を算出してあるが、予定価格が想定できる工事なのか。</li> <li>・競争参加資格で開札後確認する配置予定技術者の施工実績及び資格の3項目について、このことを応札する側に必要であることを伝えているのか。</li> <li>・1、2の者は満たしていないのに入札しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者を用意できない場合、次点の者に決定していく。</li> <li>・企業実績重視型では、企業の評価はあるが、技術者の評価項目がない。資格を落札決定後に確認することになっており、事務連絡の通知に開札後確認するとの記述がありそれに基づいている。</li> <li>・一般的な圃場整備工事であり、公表図書である土地改良積算基準により積算しており、公告時に数量、資材価格等を公表していることから、入札参加者は高い精度で積算額を予測できていると想定される。</li> <li>・入札説明書に必要である旨を記載している。</li> <li>・1、2の者も資格を持っていると思うが、あくまで企業評価の点数と金額で評価の高い者を決め、開札後に該当者に確認している。</li> </ul>
	<p>③令和4年度大淀川右岸国営施設機能保全事業天神ダム小水力発電施設付帯工その2工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1者応札になった原因は何か。</li> <li>・1者応札調査については、今後当地区での同一工事がないことから、聞き取り調査は実施しないとあるが、この聞き取りとは別の調査か。</li> <li>・今後、聞き取り調査は実施しないとあるが、メンテナンスに備えて聞き取りは必</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダウンロードしたが応札しなかった4者に聞き取りを行った結果として専門分野が異なっていた、コロナ禍で作業員の確保が難しかった、電気通信工事であるため必要資格としていた電気通信工事の有資格者がいなかったことを理由に挙げられている今回の結果を踏まえ今後の入札の条件に生かしていきたい。</li> <li>・正式な聞き取り調査は実施しておらず、今回の入札等監視委員会のために確認した。</li> <li>・工事のルールとして基本的に1者応札を同地区で同一工事を出す場合は</li> </ul>

	<p>要ではないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率が100%の原因は何か。</li> </ul>	<p>改善等を講じなければならない。 今回の場合、今後同地区で同一工事が無いので行っていない。 入札等監視委員会のために聞き取り調査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の工事は、公表されている土地改良積算基準に基づき積算するとともに公告時に適用する歩掛、数量、資材価格等が公表され高い精度で積算額の予測が可能であったと分析している。</li> </ul>
	<p>(2) 抽出業務</p> <p>①令和4年度公共事業労務費調査業務 令和4年度工事資材価格等事業所別単価調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業労務費調査業務について落札率100%の原因は何か。</li> <li>・100%に近い形と100%は大きく違うのではないのか。</li> <li>・今回の2つの業務について片方が落札率100%で片や91%と幅がある程度あることについてどう受け止めているか。</li> <li>・(公共事業労務費調査業務について)先ほど透明性が高いとあったが、入札価格による競争は厳しいのではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場説明書及び歩掛、調査するための人員等、必要な数量を公表している。歩掛がないものは見積をとった結果を公表している。入札参加者は積算の精度は高く、予定価格に近くなる、そこから競争でどこまで下げるか、考え方は当方では分からないが、100%に近い精度の積算額が出てくる。 諸経費率も公表しているので基本的に当方の積算ルールを使えば100%に近い形になる。</li> <li>・分かりづらいところがなく、すべて公表しており透明性があるので100%になる。</li> <li>・公共事業労務費調査は調査、調整で細かく数字を見ていくので受けた業者が費用にかかる物を少し抑えようとしているのではないかと推察している。工事資材価格等事業所別単価調査については聞き取りして取りまとめをする内容であることから落札額を下げたのではないかと思われる。</li> <li>・入札手続き中、手を挙げた者が何者参加しているか把握できない状況である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前者（公共事業労務費調査業務）の1者応募調査で参加しなかった理由に「業務内容を確認し参加しても受注の見込みがないと判断した」との回答があるが、100%の数字が大体予想できて、そこから下げることをした上で応募すれば受注ができたのではないか。</li> <li>後者「工事資材価格等事業所別単価調査業務」は、落札率91.7%になっているので価格競争で負けるかもしれないのであれば理解できるが、公共事業労務費調査業務は参加しない理由が「見込みがない」では理由が合わないが、他に理由を聞いているのであれば教えていただきたい。</li> </ul>	<p>当方としては、何者来ているかは不明なため競争が厳しいかわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結果に対しての質疑であり、実際に受注者に聞くことができないため回答は難しい。</li> <li>公共事業労務費調査業務の参加しなかった理由に「本件に対する情報が他社より劣る」との回答があった。</li> </ul>
	<p>②令和4年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業南九州地域農業用ダム耐震性能照査業務（輝北ダム・青鹿ため池）（第1回変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な業務ゆえに独占状態となることを懸念していた。そのような技術を持つ者が入札に参加するようなシステムとなるよう望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性能を検証できる技術はある程度確立されており、それができる者は多数ある。その中でダムの構造・特性を知っている上で耐震性照査ができる業者は絞られてくるが、全国には業者はいる状況。九州管内の者に限っているわけではなく、過去の実績については加点方式で考慮しているが、技術力を持ったすべての者に開かれた形で発注している等、独占されやすい状況を作っていない。ただ、エリア・ダムの形式等で得意不得意もあり、また技術者の稼働状況等を加味して入札参加の判断をしていると思慮。結果的に今回は1者であったが、次回発注の際は、発注時期・ダム形式等の条件により複数者が参加するかもしれないし、1者となるかもしれないが、少なくとも我々の方で市場を狭めて独占状態となり費用が高額になるような発注方法ではないことを理解いただきたい</li> </ul>
	<p>(3) 抽出物品・役務等</p>	

	<p>①令和4年度工事積算システムライセンスの購入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>説明のとおり複数の取扱業者が存在するという事で一般競争入札をされたのですが、それでも1者応札となった要因、また応札調査の中で過去の成果物等の閲覧資料がなかったため、業務内容・業務量の把握ができなかったとあるがどのような点がハードルとなり入札できなかったのか。</li> <li>初めての購入ということで、活用についてはこれからだと思うが、これだけの金額をかけているので、活用に関しての事後の検証はされるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件の目的は、民間業者が使用している積算システムと、国で使用している積算システムとの相違点を比較するためのもの。毎年購入しているわけではなく、今回初めて購入するため、類似業務の実績がないことから、そのような回答をされたものと推察。</li> <li>当方のシステムと比較することにより、当方の課題も見えてくるかと思慮。今後のシステム開発にあたっての基礎的なデータとしても活用。</li> </ul>
	<p>②令和4年度有明海特産魚介類生育環境調査（福岡県沖）委託事業（第1回変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約変更増の800万円の理由は、生存率が非常に下がったことで取り組みをしないと今後の生産資源に影響があるとのことで急遽追加になったことで良いか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>然り。</li> </ul>
	<p>3. 再度入札における一位不動状況について</p> <p>意見・質問なし。</p>	
	<p>4. 指名停止について</p> <p>意見・質問なし。</p>	
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>無し</p>	
<p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>無し</p>	

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。